

加賀藩前期雇傭関係法の性格（1）

吉 田 正 志

はじめに

第1節 藩政初期の雇傭関係法

- 1 藩政初期の農村労働力確保策
- 2 軍役体系と一季居武家奉公人
- 3 譜代奉公に対する規制（以上本号）

第2節 改作法体制と雇傭関係法

- 1 知行制の変質と一季居武家奉公人
- 2 譜代奉公に対する規制の変容
- 3 農村労働力の確保と雇傭労働力の配置

むすびにかえて

はじめに

私は、さきに、「近世雇傭法の構造とその史的展開過程序説——幕府および東北諸藩雇傭法よりみたる——」なる論稿を発表し¹⁾、副題の示すとおり、幕府雇傭法と東北諸藩雇傭法とを素材に、近世雇傭法の総体的把握という私自身の課題遂行の第一歩とした。本稿は、これに引き続き、分析素材を加賀藩に求めて考察を加えんとするものである。

加賀藩雇傭関係法を分析対象とする所以は、加賀藩が最大の外様藩であったことからして、全国的規模で近世雇傭法を理解するためにはその分析が不可欠であることのみならず、人をして「政治は、一加賀、二土佐」といわしめるほど高く評価された藩政のなかで、その一環として展開された雇傭関係諸政策の性格を理解することは、近世雇傭法の総体的把握のために、一定の有益なる示唆を与えてくれるであろうと信ずるがゆえである。そこで、まず本稿では、藩の雇傭労働政策に顕著な変容が認められる正徳・享保期を区切りとし、それ以前の時期を前期として、おもに改作法の実施を中心に据えて考察を進める²⁾。

1) 『法学』41巻1号53頁以下、2号53頁以下。この拙稿については、牧英正『雇傭の歴史』108・9頁、石尾芳久「近世人身売買再論」（『法学論集』27巻5号）22—7頁において懇切な批判を受けた。そこで、これらの批判に応える形で、「近世雇傭法史研究の深化のために——牧英正、石尾芳久両氏のご教示に接して——」（『社会科学の方法』114号）を草し、再度簡単に私見を述べておいたので参照されたい。

2) 本稿は、「加賀藩雇傭関係法の性格」なる論稿の第1章を独立させたものである。残部については、機会を得次第、順次発表するつもりなので、参照願えば幸いである。

ところで、加賀藩政の研究は、それが最大の外様藩であったという理由からだけでも、早くから膨大な蓄積があり、質的にも個別藩政史研究のなかでは最も進捗しているもののひとつといえよう³⁾。それにもかかわらず——というよりも、それだからこそ、というべきか——、加賀藩政の歴史的評価に関しては、さまざまな見解が並存している状態である。とくに前期藩政については、藩の政策方針として、藩権力の存立基盤をいわゆる小農に求めはじめたのはどの時点かの問題を中心に、興味深い研究史が展開している。そして、加賀藩前期雇傭関係法の歴史的な性格をいかに理解するかは、まさにこの問題と密接にかかわっている。

本稿は、以上のごとき問題関心にもとづきつつ、いまだ前期雇傭関係法それのみを対象とした研究がなされていない現状にかんがみ、その実態解明をおこなうことを課題とする。

第1節 藩政初期の雇傭関係法

1 藩政初期の農村労働力確保策

本論に入るまえに、出自を尾張荒子にもつ前田家が、その領国経営を開始するに際してとった基本政策のうち、走り人対策を中心とする農村労働力確保策に一瞥を与えておくことが、以下の論述にとり便宜であろう。

天正9年(1581)8月、能登一国に封ぜられて七尾に本拠を据えた前田利家は、まず領内の逃散百姓の還住を命ずることからその施政をはじめた⁴⁾。近世領主にとり、その権力基盤たる農民の掌握を確実にすることが、第1の原則的課題であり、戦国動乱のもとで民衆の消極的抵抗として最も有効な闘争形態であった逃散による離村農民を、いかにして帰村させ、土地に緊縛し、確実な収奪対象とするかが、領国経営にあたる領主の最大の普遍的関心であった。ことに利家およびその嗣子利長の領国——慶長5年(1600)までに、加越能3国120万石——は、一向一揆の伝統を有する地域としての特殊性をもち、農民掌握の強化こそ、むしろ領国経営遂行の前提条件ともいうべきほどであった。それゆえ、逃散百姓の還住、領民の他国出禁止は⁵⁾、すでに藩創始直後からの主たる藩政基調であったが、いよいよ体系的に農民掌握政策が展開しはじめるのは、関ヶ原戦後である。

3) 加賀藩政研究学説史については、若林喜三郎『加賀藩農政史の研究』上巻(以下、若林『研究』上、と略記)9頁以下に簡単な紹介がなされているので、さしあたりそれを参照されたい。

4) 「能登国文書」所掲天正9年9月8日の法令(『加賀藩史料』第1編(以下、『史料』1、のごとく略記)110・1頁)。この命を奉じ、在地でその任に当たったのは、初期扶持百姓である(若林『研究』上98・9頁参照)。

5) 領民の船による他国出禁止については、「三輪家伝書写」所掲天正13年卯月朔日の法令(『七尾市史』資料編第1巻(以下、『七尾』資料1のごとく略記)60頁)、堀子として佐渡に渡ることを禁止は、同上所掲慶長4年2月14日「以上」(同上56・7頁)を参照。

すなわち、領民の他国出禁政策を一段と強化しつつ⁶⁾、逃散防止規定が整備された。まず、慶長6年（1601）5月17日、利長は19条の法を発し⁷⁾、その10条で、逃散百姓を召抱えた場合は、宿主は成敗し、その村として屋別に米1石を徴収することを命じた。さらに翌7年（1602）3月26日、前年の法を補充し⁸⁾、これ以前の走り百姓は給人に届けることなくただちに召返すこと、この場合屋別米は徴収しない（4条）、これ以後の走り百姓召返しに際しては給人に届けること（5条）、その際徴収された屋別米は3分の1を給人に与え、3分の2は蔵納とすること（3条）、また走り百姓に妻子がある場合は、妻子ともに召返すこと（9条）とした。この段階での走り百姓防止手段としては、給人の在地直接支配による百姓掌握と、走り百姓を受け入れた村に対する科罰による威嚇とに力点がおかれているといえる。

これが、十村が設置された慶長9年（1604）以後になると、一定の変容を示す。すなわち、慶長13年（1608）2月14日の法令は⁹⁾、走り百姓取締りの責任を十村・組頭・肝煎といった層に負わせ、給人の媒介を排除して藩が直接十村等を統轄するとともに、走り人の搜索およびその年貢米の納入、跡田畑の耕作を十村組としておこなうべく命じた。これは、在地支配の根幹的機能が、十村制度に付与されたことのひとつのあらわれである。この十村制度が、以後の藩の強力な在地支配を保障するものになることは、周知の事柄である¹⁰⁾。

もっとも、大坂の陣直後の慶長20年（1615）2月20日令¹¹⁾は、逃散百姓の取締りをまたもや代官・給人に負わせ、違背の場合は改易すると規定し、また密告を奨励して密告者には褒美金1枚と宿主の家財・雑具を与えるとした。戦後の領国再整備にあたっての強権的な措置であろう。さらに、同年（元和と改元）12月2日の高札¹²⁾は、利常襲封時の慶長10

6) 同上所掲慶長7年3月28日の法令（同上57・8頁）、「慶長以来定書」所掲同年12月3日「從」（『史料』1、869頁）、同上所掲同年12月7日「高札」（同上870・1頁）、同上所掲同9年5月26日の法令（同上885・6頁）、同上所掲寛永12年正月7日「定」（『同上』2、747・8頁）、同上所掲同14年閏3月5日の法令（同上835頁）、同上所掲同年同月21日「急度申遣儀」（同上839・40頁）などを参照。

7) 「万治巳前御定書」所掲「定」（『史料』1、837—9頁）。

8) 「慶長以来定書」所掲「追加」（同上851・2頁）。

9) 「万治以前定書」所掲「定」（『同上』2、36・7頁）。

10) 十村制度の成立を慶長9年に求めることには反対の意見もある。例えば、野島二郎「加賀藩の十村制度について」（『日本歴史』165号57頁以下）は、「十村制度とは十村の職制が田地割と改作法とを伴う集権的支配機構である、と解することに依り始めて理解できるのではなからうか。この見解に立つ限り、十村制度の成立は一応寛文元年（一六六一）、つまり十七世紀の半ばとせざるを得ない」とする（57頁）。なるほど、十村の設置と十村制度の成立とは、その定義のしかたによって相異なる時点を指定しなければならないかもしれない。この問題自体も考究を要するが、さしあたっては本稿の課題の域外にある。ここでは、逃散百姓防止のうえに十村の果たした役割を指摘すれば足りるので、慶長9年の十村設置に重点をおく。なお、若林喜三郎「加賀藩の里子新開」（『日本歴史』166号—以下、若林「里子新開」と略記）4頁を参照。

11) 「慶長以来定書」所掲「高札」（『史料』2、287・8頁）。

12) 同上所掲（同上362・3頁）。なお、中村吉治『近世初期農政史研究』167・8頁参照。

年（1605）以前の走り百姓は本村に還住させなくともよいとし、それ以後のものについては確実な還住を命じた。これらの経過的措置で領内人別の安定化を図ったのち、寛永8年（1631）3月13日、農政に関する58条の法令が發布され¹³⁾、ここに逃散百姓の取扱いが統一的に規定された。

これによれば、逃散百姓の跡田畑は十村組として耕作し（2条）、逃散百姓を還住させえない場合は、「其組中に而も他組よりもせがれ数を持候者、又は田地不持者として、其村如免合年貢諸役御国役等無滞沙汰可仕者」にその田畑を与えて百姓とし、該逃散百姓は死罪とする（5条）。また、逃散百姓の前年の未進米は十村組として納め（3条）、御借米は連判の者が返済すべし（4条）と規定した。以後この原則のもとに、寛永14年（1637）閏3月21日¹⁴⁾、同15年（1638）2月¹⁵⁾にも、同様の走り百姓防止措置強化が命じられた。

なお、前述の、走り百姓受けいれ村よりの屋別米徴収規定は、管見の範囲では、前掲慶長20年2月20日令を最後として、姿を消している¹⁶⁾。たぶん、寛永期には廃止されたものと思われる。というのは、屋別米は代官・給人による百姓支配と密接に結びついた性質をもつものであり、徴収総額の3分の1は代官・給人に支給されたことは前述のとおりである。だが、寛永5年（1628）2月10日令¹⁷⁾は、「自今以後、御蔵入・給人地共に、諸百姓しまりの事郡奉行衆御裁許、十村切に堅可被申付」しと、元和初年に復活した代官・給人による走り百姓統制を、再度郡奉行一十村による藩の直接掌握に復し、代官・給人の介入を排除した。おそらくこの時点で、藩は、代官・給人の恣意的百姓支配の除去のため、屋別米徴収を廃し、十村制度による農民掌握に転換したのではなかろうか。

いずれにしても、加賀藩の走り百姓対策は、慶長9年十村設置以来、大坂の陣直後に例外はあったものの、藩による十村を通じての集権的百姓掌握の方向に進展するのであり¹⁸⁾、雇傭労働対策も、基本的にはこの枠内において展開する。

2 軍役体系と一季居武家奉公人

つぎに、農村労働力の村外流出をもたらす第2の原因たる、雇傭労働力としての村外流出、とくに武家奉公人としてのその検討に入ろう。

兵農分離制に立脚しながら、下級武家奉公人の確保は主として農村に依存しなければな

13) 同上所掲「定」（同上629—40頁）。なお、中村・前掲書202・3頁参照。

14) 註6)所掲。

15) 「慶長以来定書」所掲（『史料』2, 859・60頁）参照。

16) 註11)所掲法令参照。もっとも、その後も、百姓の他国金山稼禁止違反者を出した村は、村中として家1軒ごとに1石の過怠米を徴収された（註12)所掲法令参照）。

17) 「国初遺文」所掲「定」（『史料』2, 565・6頁）。

18) 新谷九郎「加賀藩に於ける集権的封建制の確立」（『社会経済史学』6巻2号）77頁参照。

らない幕藩制社会の構造は、農村労働力と、そこから抽出する武家奉公人数との適正な均衡的配置をそもそもから要請する。この要請こそが、近世雇備法の構造と変遷を規定する最大の要因である¹⁹⁾。ために、幕府・諸藩とも、この問題をめぐってさまざまな施策を講じ、また腐心している。加賀藩とてもその例外ではない。

そこで、加賀藩雇備関係法の特徴として、まず第1に指摘しなければならないのは、幕府法と異なり、加賀藩法は一季居奉公人を禁止したことがなかったということである。周知のように、幕府は、遅くとも慶長14年（1609）以来寛永半ばごろまで一季居奉公人を禁止していた²⁰⁾。それは、一季居奉公人が武家奉公人としては必ずしも適当なものではなかったということもさることながら、根本的には、農村労働力確保の必要上、比較的容易に浮遊化する可能性をもつ短期の奉公形態による村外流出を阻止せんとするものであった。

これに対し加賀藩では、一季居奉公人が武家奉公人として積極的に利用された。例えば、慶長7年（1602）3月26日令²¹⁾は、「一年限下人給分」を年12俵と規定し、また同16年（1611）12月14日令²²⁾および同19年（1614）11月21日令²³⁾は、当年雇備していた一季居奉公人に暇を与えず、そのまま継続雇備すべく命じた。さらに元和10年（1624）2月17日令²⁴⁾は、未進百姓使役の際の給米は、一般の奉公人並みに定め、1年切りに召使うべく命じ、代官・給人の恣意的な未進百姓使役防止を図った。また、寛永15年（1638）より同18年（1641）までは、連年にわたり一季居小者等の公定給銀を触示した²⁵⁾。

幕府とは対蹠的な、かかる加賀藩の一季居奉公人政策は、その限りでは農村労働力の一季居奉公形態での村外流出を阻止しようとはしなかったと理解できる。しかし、すでに瞥見したように、加賀藩の農村労働力の村外流出阻止対策は、比類まれな強力な側面をもっていた。そして、前出元和10年2月17日令²⁶⁾が、未進米に「利息申懸、数年召置候儀仕間敷候」と、代官・給人が規定以上の期間にわたって未進百姓を使役することを禁じたことからしても、少なくとも、農村労働力は可能な限り確保し、その村外流出を防ごうとし

19) もちろん、奉公人には、これ以外に町方奉公人があり、しかも時代の下るにしたがい、量的には膨大なものとなった。しかし、為政者の町方奉公人に対する関心は、治安対策対象として以外は、村方および武家奉公人が町方奉公人に転化することを阻止する点にあり、その意味では一般に消極的たるものとどまった。

20) 前掲拙稿1号57頁以下。

21) 註8)所掲。

22) 『加賀藩御定書』（加越能叢書本、以下、同じ）巻1、71号「高札」（前編48頁）。

23) 「慶長以来定書」所掲「掟」（『史料』2、253・4頁）。なお、この令は、大坂冬の陣の終結にともない、慶長20年2月20日に解除され、一年切奉公人の解雇が許可された（註11)所掲法令参照）。

24) 同上所掲「覚」（同上506—8頁）。

25) 同上所掲寛永15年2月日の法令（同上859・60頁）、同上所掲同16年2月日「定」（同上893—5頁）、「万治己前定書」所掲同17年9月10日「覚」（同上976・7頁）、同上所掲同18年2月7日「定」（『同上』3、2—5頁）などを参照。

26) 註24)所掲。

ていたことは疑いない。

しからは、農村労働力の確保＝村外流出の阻止にかくも意を注いでいた加賀藩が、それと矛盾する可能性のある一季居奉公人公許の態度をなぜとったのか。この問いに対する答えは、なによりも、軍役体系が要求する大量の武家奉公人の確保に求められるべきである。前述のごとく、一季居奉公人は、武家奉公人としては必ずしも最適なものではなかった。できるならば、強固な主従意識をもつ譜代の奉公人で軍役をも賄うことこそが望ましかったであろう。しかし、それができないときには——そして現実には、加賀藩のごとき外様大藩では、そうしうる可能性はほとんどなかった——、軍役の完全遂行が要求される以上、一季居奉公人の使用は不可欠であった。軍役の遂行と一季居奉公人禁止による労働力の村外流出阻止政策とを比べれば、その重要性の点ではやはり前者がはるかに勝っていたのであり、幕府としても、前者を犠牲にしてまで後者を貫徹する必要はなかった。それゆえ、一季居奉公人禁止政策が全藩に強制された形跡はまったくない。

実際、加賀藩の場合は、例えば慶長15年(1610)の名古屋築城に際し、本高103万余石のところ、その3割増の134万余石分の軍役を課せられ²⁷⁾、また、大坂冬の陣には3万、夏の陣には2万5千の出兵をおこなったといわれる²⁸⁾。さらに元和2年(1616)6月の幕府軍役人数割り²⁹⁾にほぼ対応して軍役を整備し³⁰⁾、大藩たるがゆえの苦心を払っている。かかる外様大藩としての膨大な軍役負担が、幕府法と異なって一季居奉公人公許を必然化させた。これにともない、一季居奉公人規制法が早くから整備されはじめるのである。

もっとも、一季居奉公人は、武家奉公人としてだけではなく、農業奉公人としても使用されたと思われる³¹⁾。それゆえ、農業経営上の必要性から一季居奉公人の公許がなされて

27) 「尾陽始君知」(『史料』2, 59頁)。なお、山口啓二「藩体制の成立」(岩波講座『日本歴史』(1967年版)10・近世2)129頁参照。

28) 土屋喬雄『封建社会崩壊過程の研究』70頁。

29) 「台徳院殿御実紀」巻42(『新訂増補国史大系』39——以下、『大系』39,のごとく略記——,102頁)。

30) 「万治巳前定書」所掲元和2年9月11日「加州知行御軍役之覚」および「能登越中知行御軍役之覚」(『史料』2, 382—6頁)。なお、山口・前掲論文131頁および137・8頁参照。

31) 脇田修氏は、農業労働力としての年季奉公人の成立につき、つぎのごとく論じる。「年間十二俵(慶長七年)、あるいは銀一〇〇〜一二〇目(寛永二年)という加賀藩の規定は、年給三石前後と考えられるが、一人の可耕能力を三反とするならば、収穫米四石五斗として、五割以上の高額年貢を支払った場合、現実には給料として支出するだけの余裕はないといわねばならない。従って年季奉公人を雇傭する経営は、少くとも相当の余剰生産をうみだす経営でなくてはならず、このような条件が一般的に成立するのは商品生産を営み始める『元禄期』の農業経営において可能となるものであった。事実、在地史料による検討はそれを裏付けている」(『近世封建社会の経済構造』243頁)。

しかし私は、氏の所説の論拠になっている加賀藩領では、元禄以前においても一年季奉公人が農業労働力として使用されたと推測する。その根拠の第1は、「加州郡方旧記」(加賀藩農政経済史料本、以下、同じ)6所掲享保10年10月28日「覚」が、当時の「農仕事奉公人男女給銀大概」と比較するため、「元禄九年以前慶長之時分男上奉公人壹ヶ年壹人給銀」を45匁、中男35匁、上女30匁、中女25匁、という数値を掲げている(詳しくは、第2節3で触れる)点である。これは享保期の史

いたとの理解が成り立たなくもないが、当時の加賀藩領の農業経営における労働力は、家族労働力と譜代下人などが中心であったろうから³²⁾、一季居奉公人公許の理由をもっぱら武家奉公人数の確保に求めても、まず大過あるまい。実際、当時の一季居奉公人規制令は、武家奉公人を主対象としたものである。

それでは、当時の一季居奉公人規制法令はいかなる内容であったか、つぎにこの問題を検討しよう。

(1) 給 銀

すでに触れたように、加賀藩における年貢未進百姓使役の対価基準は、一季居武家奉公人給銀であり、多量の未進額の場合は給人が郡奉行と相談のうえ使役年数を定め、また少額の場合は一季居武家奉公人給銀との差額を百姓に与え1年間使役した³³⁾。これはおそらく、代官・給人の恣意的百姓使役を阻止し、百姓の相続を確保するための措置であり、それゆえ、この基準たる一季居武家奉公人の給銀額をどの程度に措定するかは、単に一季居武家奉公人規制それ自体に関連するにとどまらず、農業経営の浮沈にも深くかかわる問題である。

なるほど、一季居武家奉公人に影響するだけの問題ならば、領主にとっても、また代官・給人にとっても、給銀は低額であるにこしたことはないが、こと百姓経営の存立に関係するとなると、代官・給人には依然として低額たることが望ましい一方、領主としてはむしろ一定の高額を保障し、代官・給人の恣意的百姓使役を規制することが要請される。藩創始期の、代官・給人の恣意を排除し、藩権力に完全に組み込むことが緊急の課題とさ

料であるため、直接的な立証能力はないが、かかる数値が示されるからには、その任に耐えうるなんらかの資料が存在した、すなわち一季居奉公人が使用されたと考えてよいのではないか。この数値を脇田氏の計算基準に則って計算すれば、給米は多くてもせいぜい1石5斗弱である。

第2の根拠は、明暦期に作成された「改作入用図」が、男女年間給米として7斗—2石を計上している点である（高沢裕一「多肥集約化と小農民経営の自立」(『史林』50巻1号)4・5頁参照)。この給米額は、佐々木潤之介「所謂『近世本百姓』=封建小農民自立の経済的条件——七世紀における、加賀藩経営調査史料を素材に——」(『史学雑誌』68編9号)7頁が指摘するとおり、雇傭労働力の対価というよりも、「複合的構成をもつ家族の再生産費を示すもの」であろう。だが、かかる「年間給米」なる観念が成立するためには、その前提として現実の一年季奉公人の給米なる実体が存したと考えるのが自然ではあるまいか。

いずれの根拠も傍証的なものであり、しかも私自身は在地史料を検討していないので——ただ、佐々木・前掲論文27・8頁の紹介する明暦3年の越中国砺波郡金谷本江村長左衛門家の家族構成には、「一年切に召置」かれた下人が数名含まれている——、元禄以前において一季居奉公人が農業労働力として使用されたと断言はできない。しかしいずれにせよ、脇田氏が武家奉公人給銀額をそのまま農業奉公人給銀額とみなして立論したのは適切でない。後者は前者よりも相当低額であったからである。もっとも、両者になぜこのような差異があるのかということ自体、考究を要すべき問題であるが、これについては後述する。

32) 清水隆久「加賀藩初期における下百姓について」(『日本歴史』145号)62—4頁、若林『研究』上76—9頁など参照。

33) 註24)所掲法令。

れた段階では、とくにこの要請が強調されざるをえなかった³⁴⁾。このことが、当時の武家奉公人は実戦に従軍しなければならない可能性が大きかったという職務上の特性とならんで、武家奉公人と農業奉公人の給銀に大きな距りを生じた原因であろう³⁵⁾。

このことから当然ながら、藩は、一季居武家奉公人の給銀公定に極力意を注いだ。例えば、慶長7年3月26日令³⁶⁾が、春5俵、暮7俵の年中12俵としたのをはじめ、寛永12年(1635)には江戸派遣小者給銀を100—120目とし³⁷⁾、同15年には小者100目以下相對³⁸⁾、同16年(1639)には小者100—120目、草履取50—80目、主人の供で江戸へ赴く場合は道具持100—130目、草履取70—100目、とした³⁹⁾。さらに翌17年(1640)9月10日令⁴⁰⁾は、給銀の支給方法として、春に雇った日より20日以内に3分の2を支給し、残り3分の1は11月中に渡すこととし、前出慶長7年時の支給方法を変更した。同法はまた、春に給銀全額を授受することがあれば、主人越度、奉公人曲言であるとともに、給銀を支払わない主人がいる場合、奉公人が主人の与頭まで届け出れば、2ヵ月分の増銀を主人に支払わせたい、暇をとってどこへ奉公してもよいと規定した。そして翌18年2月7日にいたり、藩は右表のごとき詳細な規定をおこなった⁴¹⁾。

かかる連年の給銀公定令発布は、とりもなおさず、当時ようやく顕著になりはじめた、藩の期待する適正な武家奉公人の給銀額以上の騰貴への対応策

であるが、この状況をより明瞭に示すものが、つぎに述べる奉公人渡奉行の設置である。

寛永18年家中奉公人給銀(単位目)

	かち・若党	小者	草履取
上	130	100	75
		95	70
		90	65
中	120	85	60
		80	55
		75	50
下	110	70	45
		65	40
		60	35

34) 一般に、大名領主の制定する武家奉公人給銀額は、いわば最高賃金制であり、それ以下ならば相對とされるのが普通である。そして加賀藩においても、寛永15年2月日の法令(註15)所掲に、「此給銀より内は、小者器量により相對次第之事」とみえ、領主は給銀の一定額保障をおこなったとはいえないともとれる。だが、翌16年2月の法令(註25)所掲には、「御国之役人給銀は、一年切付而高百二十目、此内は百十匁又は百目、小者之器量により可為相對次第」などとあり、低額ならばいくら低額でもよいというわけでは決してなかったと思われる。後述のごとく、加賀藩の公定給銀制の特徴は、同一職種を上中下等に分け、給銀額に一定の幅をもたせていることである。その幅のなかでどの等級に当該奉公人を位置づけるかは相對の場合が多かったが、その幅自体は一応確定していた。その意味で、一定の最低給銀額が保障されていたと判断すべきであろう。

35) 註31)参照。もともと、後述するように、早くも寛永末年になると一季居武家奉公人給銀の高騰傾向が生じ、むしろそれを抑えることが必要となった。そして近世中期以降になると、武家奉公人と農村奉公人の給銀額は次第に接近してくる(田中喜男「近世奉公人資格規制の変遷過程」(『日本歴史』145号)96・7頁参照)。

36) 註8)所掲。

37) 「慶長以来定書」所掲寛永12年8月26日「定」(『史料』2, 754・5頁)。

38) 註15)所掲法令。

39) 一41)註25)所掲法令。

（2）奉公人渡奉行

「松梅語園」が利常の故事として語るところによれば、彼は、小松における一季居奉公人の給銀上昇を抑止するため、長谷川庄太夫・石川次郎助兩名に命じ、小松中の一季居奉公人を割場に呼び出し各奉公人を上中下の3品等に分けて給銀を定めたるえ、奉公人には割場印を捺した書付を与え、それを主人のもとに持参させ、その公定給銀額で召抱えさせたことがあったという⁴²⁾。また同書は、この制度は1,2年で廃止されたとも述べている⁴³⁾。これがすなわち奉公人渡奉行と呼ばれるものである。

この機関の設置時期および廃止時期の詳細は明らかではないが、奉公人渡奉行に言及している法令は、寛永18年2月7日令⁴⁴⁾、同年2月21日令⁴⁵⁾、同年3月24日令⁴⁶⁾のみなので、奉公人渡奉行は寛永18年を中心とした前後1,2年間存在したと思われる。

設置目的は、小松における一季居奉公人給銀の高騰抑止であったことは、「松梅語園」の記すとおりであろう。しかし、設置以後の機能は単にそれだけにとどまらず、藩全体の武家奉公人統制を担当したらしい。すなわち、まず在方より家中奉公に出る者は、郡奉行の手を経て奉公人渡奉行に渡され、そこで上中下の品等を決定されそれに応じた給銀書付を受け取り、この書付にもとづき主人と雇傭契約を結ぶ手続がとられた⁴⁷⁾。また、すでに家中奉公をしている者およびする予定の者の人数が、家中より奉公人渡奉行に報告されたようである⁴⁸⁾。これらの手続により、奉公人渡奉行は、既存の武家奉公人と新たに農村より武家奉公に出る者の実数を一手に掌握するとともに、その給銀を統制しえた。

さらに奉公人渡奉行は、その名称が示すごとく、家中への奉公人の配分も担当した。年貢未進の代償としての奉公人や、知行所よりの年季奉公人などは、奉公人渡奉行の管轄外であったと思われるが、少なくとも一季居奉公人の雇傭については、家中の諸士は相対契約を差し止められ、すべて奉公人渡奉行の手を経た者を公定給銀で雇わねばならなかった。それゆえ、悪質な主人に対しては奉公人を渡さない措置が、制裁の意味をもってなされた⁴⁹⁾。

このように、幕府がようやく一季居奉公人を公許した時点で、加賀藩ではすでに一季居奉公人を藩権力が直接掌握しようとしていることは、加賀藩雇傭関係法の体系的整備の過程を考察するに際して看過してはならないことである。もちろん同時に、この奉公人渡奉行制度が、わずか1,2年しか存続しなかったことも見逃すことはできない。その廃止理

42)・43) 『史料』3, 691・2頁。

44) 註41)所掲。

45) 「万治巳前定書」所掲（『史料』3, 5-7頁）。

46) 同上所掲「覚」（同上9・10頁）。

47) 註41)所掲法令。

48) 註46)所掲法令。

49) 註41)所掲法令。

由は、これまた詳らかではないが、この機関の設置がむしろ奉公人の供給を遅滞せしめ、ために諸士のなかには「相対に而給銀御定之外過分に召置候者」もあり⁵⁰⁾、必ずしも歓迎すべき制度ではなかったようである。いわんや奉公人にとっては、この制度が給銀抑止を主要目的とした以上、奉公人抑圧制度としか感じられなかったであろう。たぶん、かかる条件のなかで、この制度の所期の機能が完全に作動せず、むしろ違法な雇傭が目立って現出したことが、廃止の理由となったのではあるまいか。

この背景として、当時はいまだ武家奉公人不足問題が、それほど深刻には現象していなかったことに留意すべきである。のちに詳述するように、改作法施行以前においては、武士はその奉公人を、年貢未進の代償としてなり、あるいは年季奉公人としてなり、その知行所より調達する途が拓けていた。奉公人供給ルートとしては、むしろこれらが本来的なものであり、一季居奉公人の雇傭はその補完的役割を果たしたものと見てよい⁵¹⁾。それゆえ、一季居奉公人に期待されたことは、知行所から調達した奉公人によっても代替可能な単純な労働力たることのみではなく、より良質な、いわば武家奉公のエキスパートたることであった。小松における一季居奉公人給銀の高騰原因が、「小々姓衆、器量能者をば何程にても召抱⁵²⁾」えることに求められたのも、また奉公人渡奉行の主たる任務のひとつが、奉公人の品等を上中下に分けることにあったのも、この所以である。

かように奉公人の量よりも質が問題にされたことは、改作法実施以後とはいくぶん異なる藩政初期の特徴である。一季居奉公人の藩権力による直接掌握を目的として設置された奉公人渡奉行は、かかる条件のもとで、雇主・奉公人双方から反発を受け、あえなく挫折せざるをえなかった。もっとも、雇主側としては、良質の奉公人を低給銀で獲得できれば、それにこしたことはないわけだから、供給が遅滞なくおこなわれれば、反発はほとんど起こりえなかったであろう。実際、奉公人渡奉行が廃止され、藩権力の雇傭契約への介入がなくなり、自由に奉公人を求められるようになって以後3、4年は、藩公定の低給銀で雇傭契約が結ばれ続けた模様である⁵³⁾。

しかし、奉公人は一般に、公定給銀を打破し、より高給銀を求める。この志向のこの時点での具体的あらわれが、奉公人頭の出現である。奉公人頭の実態を解明することは、史料の存在状況からしてほとんど不可能であるが、これまた「松梅語園」の語るところにより、その一端は知りうる⁵⁴⁾。それによれば、奉公人渡奉行廃止後3、4年して、草履取仁兵衛なる者が、「誰方へはたれをやれ」と奉公人を差配し、低給銀での雇傭を防止したら

50) 註45)所掲法令。

51) もちろん、「補完的」とはいても、これは必要不可欠な補完物であった。一季居奉公人公許という事実は、本来的な武家奉公人供給ルートのみでは、軍役を完遂できなかったことを示すものにほかならない。

52) 一54) 註42)所掲。

しい。ために、仁兵衛は藩により捕えられ、引張切に処されたとのことである。

このことから、私は、さしあたりつぎの点を指摘しておきたい。第1は、この奉公人頭は純然たる私的機関であり、しかもそれは、藩権力にとっては規制すべき対象でしかなかったということである。このことは、奉公人頭の機能がもつばら奉公人給銀の低下を防止し、さらにはその上昇をも図ったものであり⁵⁵⁾、後代の奉公人宿のごとく、奉公人供給の促進、請人責任の負担、治安維持などの機能はほとんどもっていなかったことを示すと思われる。すなわち、奉公人の調達がさほど困難でない時点では、かかる奉公人頭は、給銀の騰貴をもたらすものとしか藩には映じなかった。後代の、奉公人不足が深刻化した段階での奉公人宿が、なんらかの形で藩権力と結びつき、藩の保護を受けることと比較すれば、この奉公人頭の特質は注目しておくべきであろう。

第2は、私人たる奉公人頭が存在が、藩の放置しえないほど一季居奉公人の給銀額に影響を及ぼした事実は、奉公人の蓄積状況がいまだ一私人によってもある程度掌握しうる段階であったこと、それゆえ、在方からの都市流入者はまだそれほど多数ではなかったこと、を示すのではないと思われる点である。既述のように、在方より家中奉公に出る者は、郡奉行の手を経て奉公人渡奉行に渡される機構が整えられていたほどであるから、在方より都市へ奉公人として流入する者が存在したことは疑いない。また藩当局としても、頭振層は、在方で必要とする人数以外は可能な限り武家奉公に出させようとしたし、さらに万一武家奉公人が不足する場合は、百姓でも耕作に支障のない者を奉公人として徴発する体制をとっていた⁵⁶⁾。しかし、この奉公人としての都市流入者数は、奉公人頭がその全員を掌握しえたとは思えないが、少なくとも奉公人頭によって組織された奉公人の給銀を低下せしめる影響を与えうるほどではなかった、と判断してよからう。

当時の都市住民構成などの実態を確認しえていないので、速断は慎まねばならないが、ここでは、改作法施行後の、在方より都市への人口移動の増大と比較すれば、都市下層民の人口構成はいまだ相当固定的であったと推測されることを理解しておけば足りる。

(3) 担保制度

この段階の領主法に確認できる奉公契約担保規定は、管見の範囲ではつぎの2カ条である。まず慶長20年（1615）2月20日令⁵⁷⁾に、「此法度以前走候もの儀は、為過怠当年中無足にて可召仕候、若彼奉公人令逐電者、請人並其村中として人代可相立事」とある。請

55) もちろん、奉公人頭が存在により、奉公人の具体的に受けとる給銀が上昇したか否かは確認しえない。むしろ、奉公人頭は、奉公人給銀の上前をはねることを業としたらうから、あるいは奉公人頭は中間搾取者として位置づけるのが至当であろう。しかし私は、ここでは、奉公人給銀の抑止を図る藩権力と対抗関係にあるものとして奉公人頭を把握することに重点をおきたい。

56) 註45)所掲法令。

57) 註11)所掲。

人と村が担保責任者となり、その内容は代人提出である。欠落奉公人の処罰が1年間無給使役である点は注目すべきであろう。これ以外の処罰が加えられなかった確証はないが、もしも実際にこれだけだったならば、後述の改作法実施以後は、主人に成敗権が付与されていることと比較し、きわめて寛刑的といわねばならない。

ついで寛永18年(1641)2月7日令⁵⁸⁾は、「取逃並致曲事令欠落者は、妻子請人にかゝり可申候、其外之走人、奉行人に相断、指図次第請人手前穿鑿いたすべく事」と規定した。すなわち、単純な欠落の場合の責任負担者は請人であり、取逃や曲事がともなう欠落については請人のほか妻子も責任負担者となる。責任負担者の範囲が一応このように規定された反面、責任負担内容は不明確である。たぶん代人提出義務もしくは前渡給銀返済義務は、当然負わされたものと思われる。ただ、例えば幕府法では、すでに元和5年(1619)12月22日令⁵⁹⁾で、奉公人欠落の際には、約定切米の2倍額を請人より主人に弁済すべく規定したのに比し、この段階の加賀藩法はいまだ整備されていない。たとえ奉行に広範な裁量権があったとしても、なんらかの基準はあったと思われるが、確認できない。

もっとも、ここで注意すべきは、この幕府法は、当時幕府は一季居奉公人を禁じていたがゆえ、当然一季居奉公人を対象としたものではないのに対し、加賀藩法は一季居奉公人こそが対象であったと思われることである。というのは、「松梅語園」の奉公人頭に関する記述のなかに、奉公人頭仁兵衛の共犯者が逃亡したため、「此者年季者故無請人」⁶⁰⁾く、そのかわり親を籠舎にしたとあり⁶⁰⁾、年季奉公人には請人が設定されない場合のあったことを窺わせるからである。後述するように、藩は万治3年(1660)7月13日、一季居奉公人でも10年間継続雇傭した場合は、請人を設定する必要なく、また若党以上ならばたしかな親類さえいれば10年以下でも同様に請人をとらなくともよいとした⁶¹⁾。請人の設定が強力に要求された改作法実施以後でさえかかる法制であったことは、改作法実施以前では、はじめから年季奉公人として雇傭される者に関しては請人の設定が要求されなかった、少なくとも請人の設定は年季奉公契約の成立要件ではなかったという推測を強める⁶²⁾。上掲幕府令が、請人を設定しないのは「越度」とした⁶³⁾のに比し、加賀藩法はまったく対蹠的

58) 註41)所掲。

59) 「御当家令条」375号(石井良助編『近世法制史料叢書』2, 以下, 同, 208頁)。

60) 註42)所掲。

61) 「古今定書」所掲「定」(『史料』3, 891—4頁)。

62) ただし、農村人口確保のため、十村制度が完備してからは、一季・年季奉公に出る場合は、あらかじめ十村に届け、村肝煎が記帳しておく制度だったようである(「真館旧記」(加越能文庫本)所掲慶安4年2月16日「今度山森猪右衛門様・駒井外記様被仰渡候条々、慥に承届御請仕指上申御事」。なお、若林『研究』上220頁参照)。

63) 註59)所掲法令。ここで対象も一季居奉公人ではなく、年季奉公人であることはいうまでもない。なお、金田平一郎氏は、この条項を請人の設置が奉公契約成立の要件であったことを示すものと解している(「徳川時代に於ける雇傭法の研究」(『国家学会雑誌』41巻7号)121頁)。

といわねばならない。ここからも、加賀藩雇傭関係法制の整備は、一季居奉公人を主対象に進められていくことが展望される。

なお、主人側の契約不履行に対する奉公人の保護規定としては、2カ月分の増銀を与えられたうえ、暇をとって他へ奉公できる旨の条項があったことは前述した。

3 譜代奉公に対する規制

加賀藩雇傭関係法の特質として第2に指摘すべきは、譜代奉公に対する規制のあり方である。すでに前掲拙稿で詳論したごとく、幕府は、「封建的身分契約」にもとづく譜代奉公にはなんらの規制も加えなかった一方、「雇傭契約」にもとづく奉公の場合は、元和2年（1616）から元禄10年（1697）まで、その年季を3年もしくは10年に制限し、譜代奉公を認めなかった⁶⁴⁾。この幕府法に対し、加賀藩法はどうであったか、この問いに答えることがここでの課題である。

一般に、わが国近世の法を総体的に把握せんとする場合、幕府法に対する個別藩法の独自の側面の解明が、欠くことのできない作業となるが、加賀藩雇傭関係法の特質究明は、かかる一般的意義以外に、特殊な意味をもつ。というのは、周知の安良城盛昭氏の所論形成に、加賀藩法が有力な論拠を提供する役割を負わされているからである。本論に入るまえに、少し詳しく氏の論理を確認しておこう。

氏はまず、「幕府が、何故、『人身売買』を禁止し、『奉公人』の『年期』限定に関心を寄せるか」と問い、この解答を得るため、「この幕府法令は何も語らないので、その理由を探る為に、加賀藩における大名領主の政策を検討してみよう」（傍点安良城氏、以下、同じ）とする⁶⁵⁾。すなわち、加賀藩法は幕府法の意味内容を語りうるものとして措定されている。この論理は、幕府法と加賀藩法の同質性を前提としなければ成り立たないことに注意しよう。

つぎに氏は、加賀藩法を主に、他に岡山藩法、藤堂藩法などをも援用しつつ、以下のごとく指摘する。

- ① 「徳川時代前期において、幕府並びに諸大名によって、屢々発布せられる『人身売買禁令・奉公人年期規制・譜代禁止令』が、いずれも、『百姓』経営数維持と深い関聯を有することが明かとなる⁶⁶⁾」
- ② 「この段階における大名領主の『人身売買禁止・譜代禁止・奉公人年期限定』の政

64) 前掲拙稿1号59頁以下。

65) 安良城盛昭『幕藩体制社会の成立と構造（増補版）』156頁。

66) 同上158頁。

策は、大名領主がこの段階においてとる『百姓』経営数維持増大政策の一現象形態に他ならないことが明かとなるとともに、この段階における大名領主が、『人身売買禁止』を通じて、『百姓』の分解による新たな『奴隷』発生、従って又、奴隷制的生産関係が新たに発生・再生産される事態を否定せんとし、しかも、その『奴隷制』否定が、抽象的な『人身売買禁止』に留まらず、半奴隷的存在たる『譜代』への『百姓』転化をも禁止し、『年期奉公人』を一般化することによって有効に実現せんと大名領主が企てている事は注目に値するといえよう⁶⁷⁾

③ 「幕府・大名領主が積極的に推進する『奉公人年期限定』は、加賀藩の事例にも明かな如く、『百姓→下人→百姓』の循環を強制せしめる点にその本質が存在するのであり、かかる意味で、『年期奉公人』は、『百姓』と区別された一『身分』ではなく、『百姓身分』に属する農民が、一時的にとる地位・状態といわねばならないのである⁶⁸⁾

④ 「大名・領主の『人身売買禁止・百姓譜代化阻止・奉公人年期限定』の政策が、奴隷制的生産関係の体制的否定の政策であるとともに、実は、『百姓』経営数維持増大政策・『小百姓』保護政策という、大名領主の政策基調実現・維持の本質的な一環をなすものであった⁶⁹⁾

ここで、氏の著作より、煩を厭わず4カ所の文章を直接引用したのは、氏は、これらの指摘がすべて加賀藩法に妥当すると考えているのか、それとも加賀藩法に妥当するのは一定限度までで、それ以外は妥当しないこともあると考えているのか、が私には理解しえなかったもので、誤読による学説整理を避けたいと思ったからである。

例えば、「人身売買禁止・譜代禁止・奉公人年期限定」政策の意味として、①では「百姓」経営数維持があげられているのに対し、②では「百姓」経営数維持増大が、そして④になると「百姓」経営数維持増大に加え、「小百姓」保護があげられている。しかし、百姓経営数の維持策と増大策とは、必ずしもつねに不離の関係にあるわけではない。加賀藩のごときは、むしろ近世初頭には百姓株の増加が禁圧されたとの見解もあり⁷⁰⁾、当該政策を百姓経営数の維持策と捉えるか、それとも増加策と評するかは、農政基調の確立に対しても、また藩政の時代区分に対しても、少なからぬ影響を及ぼすであろう。いわんや、当該政策が、「小百姓」保護をも企てたものかどうかは、小農経営の一般的成立を、加賀藩領においてはどの時点に求めうるかの問題と関連し、重要な議論を惹き起こさざるをえな

67) 同上159頁。

68) 同上161頁。

69) 同上162頁。

70) 例えば、服藤弘司「加賀藩百姓相続法——近世封建社会における百姓相続法研究序説——」(『金沢法学』3巻1号——以下、服藤「百姓相続法」と略記)21頁参照。

い。

もちろん、氏の所論は、近世初頭における大名領主の政策に共通してみられる基調を、理念的に抽出せんと試みたものであるがゆえに、加賀藩法の性格を厳密に規定することは不要なのかもしれない。だが、本稿は、これとはまったく逆に、加賀藩法の独自性の確認をこそ目的としている。それゆえ、本稿では、当該加賀藩法が、百姓経営数の維持策か、それとも増大策か、あるいはまた「小百姓」保護策かの差異は、けっして無視しえない。かかる意味で、本稿は、氏の所説それ自体の検討を課題とするものではないが、氏の所説形成のために加賀藩法が主として援用されていることの適否は、吟味せざるをえないであろう。そして、私は、氏がことに④のごとき主張をも加賀藩法を論拠としているならば、それは適切でないと述べるつもりである。

さて、本題に戻ろう。関ヶ原戦後、南加賀をも宛行われ、120万石余の版図を領した利長が、領国経営の基本方針として発した慶長6年（1601）5月17日令⁷¹⁾は、さきに示した逃散百姓召抱え禁止とならんで、百姓が奉公に出る場合は期限を決め、証文を作成しておくべきこと（11条）、および代官・給人の知行所百姓の使役に関し、知行替えがあった際は、4年以上継続使役した者は主人がそのまま召使ってもよいが、3年以下の者はその在所に残していくこと（12条）、を規定した。

まず12条であるが、これは領主の移動にもなう使役百姓の去就の基準を定めたものであり、使役3年以内の者は元の百姓に戻し、耕作人口の減少阻止を図った規定であることはいうまでもない⁷²⁾。これは、幕府の国替え所替えの際の原則と同性質のものであるが、幕府法上は20年以上の者は譜代としてそのまま使役してよいとした⁷³⁾点に、相違がある。なぜこのような差異がもたらされたのかは、それ自体慎重に考究すべき問題であるが、現段階で明確な解答を与えることは、史料の制約上困難である。あえて推測を加えるならば、当時の加賀藩は、藩権力による百姓の直接掌握が、代官・給人の恣意的百姓使役を完全に打破するまでにはいたっておらず、4年以上使役した者については代官・給人の自由にまかせるという線で妥協せざるをえなかったのであろう。しかし、ここで重視しなければならないのは、代官・給人の百姓使役権がいまだ強力であったことよりも、むしろ藩権力が、たとえ不徹底であるにしても、それに規制を加えはじめたことである。そして、藩政初期の雇傭関係法は、この藩権力と代官・給人の対抗関係を主要な柱として展開する。

つぎに11条について。ここで要求されている証文は、必ずしも請状を意味しない。既述のごとく、この段階での年季奉公契約には、請人の設定が——少なくとも領主法上は——

71) 註7)所掲。

72) 中村・前掲書210頁参照。

73) 「御当家令条」26号（20・1頁）。

要求されなかったと思われるからである。必要なのは、あくまでも奉公期間の明確化であり、したがって帰農時期の確定である。農村からの人口流出を阻止し、耕作人口の確保を狙った施策といえよう。しかし、当時はまだ譜代奉公人になることは禁止されていなかったとみられる。というのは、翌慶長7年(1602)12月3日にいたってはじめて、「百姓手前当分迷惑付而、或子或下百姓迄、譜代之奉公に出儀令停止事」と、譜代禁止令が發布されたからである⁷⁴⁾。ここにおいて、譜代奉公形態での農村からの完全な離脱が、防止されることとなった。

この法制は、元和元年(1615)12月の高札⁷⁵⁾でも踏襲された。すなわち、その5条は、百姓の他国売りを禁ずるとともに、「致譜代重代之契約、在所を罷出儀堅被御停止候」とした。ただし、年季奉公および「当給人と相對之上を以、納所之算用に引次召仕」うことは許可した。この方針に沿い、寛永18年(1641)2月21日令⁷⁶⁾は、その1条で、給人が未進百姓を譜代として召使うことはできないはずだから、未進高に応じて年数を限り、それ以上使っている者には暇をやれ、と命じた。

なるほど、かくみえてくると、加賀藩の譜代奉公禁止策はきわめて徹底している。まず、農民が譜代奉公人になれる余地はほとんどない。「雇傭契約」にもとづく譜代奉公 = 永代人身売買が禁止されたのはもちろんのこと、「譜代重代之契約」自体が禁止されたことからして、「封建的身分契約」にもとづく譜代奉公も許されなかったと解される。ことに、給人による年貢未進の代償としての百姓使役が、一季居武家奉公人給銀を基準に、未進高に応じて期間が限定されたことは、安良城氏の指摘のとおりであり⁷⁷⁾、加賀藩法の重要な特徴である。農民が譜代奉公人になれたのは、飢饉時に例外的に認められたにすぎない⁷⁸⁾。

また、農民以外の者についても、「雇傭契約」による譜代奉公 = 永代人身売買が禁止されたことはいうまでもない。しかし、「封建的身分契約」にもとづく譜代奉公も、農民と同様に禁じられたかについては、いささか考究を要する。

改作法実施後の万治3年(1660)7月13日令⁷⁹⁾には、「向後百姓分之外、親類へ為助成、以相對譜代窮候者、奉公人親之主人、或其所之奉行江断可召置事」なる一条項がある。この規定は、解釈のしかたでは、この時点ではじめて農民以外の者の譜代奉公人化が許され、それ以前は禁止されていた、ととれる。しかし、私は、この規定の重点は後半部分、す

74) 「金城定書」所掲「掟」(『史料』1, 869・70頁)。

75) 註12)所掲。

76) 註45)所掲。

77) 安良城・前掲書156・7頁。

78) 詳しくは、第2節2参照。

79) 註61)所掲。なお、本規定中の「百姓分之外」がなにを指すかにつき、後代の公事場官僚は「町方等或者奉公人之せかれ等」とコメントしている(金沢市立図書館加越能文庫「公事場御定書等之写」)。たぶん、これで誤りはないであろう。

なわち親類助成のため相対で譜代奉公人になる場合は、「奉公人親之主人、或其所之奉行江断」という手続にあり、これによってそれまでの野放し状態を改善しようとしたものと解する。それゆえ、万治3年以前においては、農民以外の「封建的身分契約」にもとづく譜代奉公人化には、規制が加えられていなかったと判断する。実際、一例をあげれば、万治3年「寺社方召仕奉公人等改」の際、紀伊守なる神官が藩に提出した書面中に、慶安3年（1650）、町方の者を「普代者に母手前よりもらい置いたとある⁸⁰⁾。このように、「封建的身分契約」にもとづく譜代奉公人に関しては、農民とそれ以外の者とは、異なる取扱いを受けたとみられる。なお、飢饉時には、農民以外の者も「雇傭契約」による譜代奉公人になりえたことはもちろんである。

以上のように、加賀藩の譜代奉公禁止は、農民については「封建的身分契約」にもとづく譜代奉公までも禁じたゆえ、たしかに幕府法以上に徹底したものであった。しかし、同時に注意すべきは、この段階の加賀藩法には、幕府法のごとき3年なり10年なりの年季制限は加えられていない点である。なるほど、前述のように、藩は給人の年貢未進百姓使役に関し、その期間を未進高に応じて限定すべく命じた。しかし、この措置は、あくまでも年貢未進の代償としての百姓使役に限ってのことであり、雇傭契約すべてに妥当したのではない。また、年貢未進の場合でも、未進高が過分ならば、郡奉行と相談のうえ年数を定めることになっており⁸¹⁾、必ずしも短期使役とは限らない。これに対し、幕府法上の3年なり10年なりの年季制限は、すべての雇傭契約に妥当した。したがって、安良城氏は、未進百姓使役の期間限定を年季制限と把握しているけれども⁸²⁾、むしろ加賀藩法には、幕府法と同性質の年季制限令はなかったといわねばならない。

それどころか、藩は、幕府法のごとき年季制限の設定を、故意に回避したのではないかと疑わせるふしさえある。というのは、寛永19年（1642）の小松町への触れ⁸³⁾、および同21年（1644）8月の城端町に立てられた高札⁸⁴⁾に、「人売買、公儀如仰出堅被停止訖、若猿之輩於有之者、其輕重をわかち、或死罪、或籠舎、可為過料事、付、口入人同罪之事」なる同文の人売買禁止条項がある。これは、「公儀如仰出」とあるように、幕府法を援用したものである。その幕府法とは、たぶん寛永10年（1633）7月18日の高札⁸⁵⁾であろう。この幕令が全国的な効力を付与されたかどうかは確認していないが、当該加賀藩法がこ

80) 「国事雑抄」(石川県図書館協会本、以下、同じ)上編卷7、15(266頁)三四郎の項。

81) 註24)所掲法令。

82) 安良城・前掲書156・7頁。

83) 『小松史』史料篇下684頁所掲「定」。

84) 「城端古文書」所掲「定」(『史料』3、105-7頁)。

85) 高柳真三編『御触書寛保集成』(以下、『寛保集成』と略記)22号(38頁)。

の幕令に則って制定されたことは疑いない⁸⁶⁾。

ところが、この幕令は、1条の人売買禁止規定に続き、2条に年季10年規定をおいている。それにもかかわらず、加賀藩法にあらわれるのは、ただ人売買禁止規定のみである。藩当局者は幕令2条を知らなかったのであろうか。そんなことは、まず考えられない。だとすれば、藩は、人売買禁止については幕令をそのまま援用したけれども、年季制限規定は故意にはずしたとしか思われぬ。なぜ、このような措置がとられたのか。最も自然に答えれば、つぎのごとくだろう。すなわち、幕府の年季10年制を採用することは、藩にとって不都合だったからにはかならない。逆にいえば、藩は、年季奉公人としては10年以上の長期の奉公人も必要であると判断したからだ、と。

そこで、問題は、藩をして幕府のごとき年季制限を採用せしめなかった原因はなにか、である。この問いに直接答えてくれる史料は見当たらない。しかし、一応の推断は可能である。

結論的に述べれば、藩は、強力な譜代奉公禁止策を施いたからこそ、10年以上の長年季奉公を認めねばならなかったのである。小農自立を意識的に追求した幕府法を基準とすれば、きわめて矛盾に満ちたこの結論は、加賀藩政の特質を考慮すれば必ずしも矛盾ではない。すなわち、藩が強力な譜代奉公禁止策を実施したのは、関ヶ原戦後の本格的な領国経営開始にあたり、年貢収奪基盤の安定化を図る必要からであった。それは、さきに触れた走り人対策と同様、農耕人口の確保と現存農業経営の崩壊防止のための政策の一環であった。

ところが、この政策の遂行は、つぎのごとき犠牲を強いるものであった。第1は、当時いまだ強固に残存していた家父長的地主手作経営が、新たな譜代奉公人を獲得しえなくなったことである。周知のとおり、当時の加賀藩領では、元禄期の石川郡においてさえ50石の高持百姓が中分の百姓といわれた⁸⁷⁾ことから逆推されるように、家父長的地主手作経営が重要な比重を占めていた⁸⁸⁾。

この経営が使用する雇傭労働力としては、すでに一季居奉公人も存在はしたが、最も適的な形態は譜代奉公人であった。しかし、藩の譜代奉公禁止策は、この譜代奉公人の獲得を遮断した。これは、必然的に家父長的地主手作経営崩壊の危機をもたらすが、藩は、この危機から当該経営をある程度保護しなければならなかった。それというのも、当時は、かかる家父長的地主手作経営を完全に切り捨てうるほど小農経営が展開しておらず、藩は前者にも吸着せざるをえなかったからである。そこで、譜代奉公人に代わるべきものとし

86) 当該幕令は、他に伝馬駄賃規定などを含んでいるが、城端町高札も駄賃規定を有し、両者の密接な関連を示す。

87) 土屋又三郎『耕稼春秋』巻6(『日本経済叢書』巻14, 380頁)。

88) 清水・前掲論文59頁以下参照。

て、長期的雇傭労働力ではあるが、完全な譜代下人化を意味しない10年以上の長年季奉公人を公許する必要があった。年季奉公人ならば、放出側の耕作労働力に不足が生じた場合、十村一郡奉行のルートを通じ、比較的容易に自家経営に環流させることもできたからである。

第2の犠牲は、武士層が譜代武家奉公人を獲得しえなくなったことである。武士層の場合、過重な軍役負担の遂行が至上命令である以上、常時一定数の奉公人確保が要請された。その際、最適の奉公人はいうまでもなく譜代奉公人であった。しかしここでも、藩の譜代奉公禁止策が、その確保を著しく困難にした。ことに、知行地百姓の譜代奉公人への転化はほとんど不可能であった。幕府のごとく、「封建的身分契約」にもとづく譜代武家奉公人獲得の途を残しておいてさえ、その獲得は困難だった。いわんや加賀藩の場合は、より深刻な状態を呈したろう。だが、軍役完遂のためには、なんらかの形でこの犠牲を補填しなければならなかった。そこで採用された代償措置のひとつが、前述の一季居奉公人公許策であり、もうひとつがここで問題にしている長年季奉公の許可であった。

譜代武家奉公人形態での農村からの労働力の完全な離脱は、藩権力存立基盤の整備充実の見地から、あくまでも阻止しなければならぬ。だが完全な離脱でなければ、すなわち帰農の可能性が残されていさえすれば、耕作に支障のない範囲の人数は長期的な武家奉公人として確保し、軍役の遂行を円滑ならしめる必要があった。万一耕作に支障が生じた場合は、これまた十村一郡奉行ルートでの要請により、奉公人を自家経営に戻しえた。かくて、農村構造安定化のための譜代奉公禁止策と、軍役遂行のための武家奉公人確保との妥協線として、藩は、幕府のごとき年季10年制を採用せず、それ以上の長年季奉公を認め、譜代武家奉公人の有する主従意識に、いくぶんなりとも近い意識をもちうる長年季武家奉公人を確保せんと図った。

もっとも、藩がかかると代償措置をとったにしても、武士にとっては、低廉な奉公人を使用できればそれにこしたことはない。ここに頻発するのが、給人層による年貢未進百姓の恣意的使役問題である。これについては、のちに詳しく触れるが、この給人による年貢未進百姓の恣意的使役を阻止し、農村労働力の健全な確保を図るとともに、藩権力による農民の直接掌握と給人層の藩権力への組み込みを目的としたのが、年貢未進百姓使役に関する給銀統制と使役期間規制であった。それゆえ、安良城氏が、幕府法の年季制限と同性質のものと理解したこの使役期間規制は、まさに一般的には長年季雇傭が可能な法的条件のもとでおこなわれた規制だった点に注意すべきである。この点よりして、年貢未進百姓使役期間の規制は、いかにして給人の恣意的百姓使役を阻止するかの問題に焦点を当ててなされたものであり、いかなる農業経営形態を保護育成すべきかは、さしあたり問題でなかったといわねばならない。

この段階の加賀藩の譜代奉公規制は、以上のごとき内容を有するものであった。それは譜代という形での農業経営からの労働力の完全な離脱が結果的にもたらす当該農業経営崩壊の危険を防止することを目的としたものであり、農業経営数維持のための政策の一環であったが、それ以上の性格はけっして付与されていなかった。換言すれば、この政策は、「小百姓」保護策はおろか、農業経営数増大策とさえも位置づけえない。それゆえ、前掲の安良城氏の主張に即していえば、加賀藩法からは、——年貢未進百姓使役期間規制を幕府法の年季制限と同性質と誤解した点を捨象し——①は確認しえても、②・④まで拡張することはできない。このことは、次節の検討において、さらにいっそう鮮明にされるであらう。

[未完]